

令和 8 年 4 月 12 日 執行

高根沢町議会議員選挙

指定病院等における 不在者投票の概要

注意事項

- 投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導などがないよう留意願います。
- 投票用紙等は、受領してから不在者投票後に送致・送付するまでの間、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して厳重に保管してください。



高根沢町選挙管理委員会

第 1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

(1) 選挙の期日等

| 選挙の種類 | 選挙の期日の 告示の日 | 選挙の期日 (投票日) |
|------------|----------------|----------------|
| 高根沢町議会議員選挙 | 4月7日(火) | 4月12日(日) |

※ 立候補の届出が定数を超えない場合には、投票は行いませんので、そのときには投票用紙等の請求をいただいた病院等には、告示日の午後5時以降に電話にてご連絡いたします。

(2) 今回の選挙において投票できる人

令和8年4月6日現在において高根沢町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が調製した高根沢町議会議員選挙の選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）に登録されている者です。

(1) 選挙人名簿に登録されている者とは・・・

原則として4月12日（選挙の期日）現在において、次のいずれにも該当する者です。

ア) 高根沢町に住所を有する日本国民である者

イ) 令和8年4月12日現在において、年齢満18歳以上である者
(平成20年4月13日以前に生まれた者)

ウ) 令和8年1月6日以前にその者に係る高根沢町の住民票が作成され、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている者

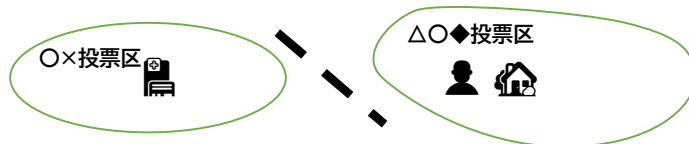
※ 上記の条件を満たしている場合でも、公職選挙法第11条に該当する人は、投票できません。

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

- ① 今回の選挙において、指定病院の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合



イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、次の者に限られます。

- (ア) 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者
- (イ) 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者
- (ウ) 選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先は、投票区の内外を問わない。）
- (エ) 選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行く事が困難と見込まれる者

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

- ② 指定病院等に入院（所）中の選挙人は、①によるもののほか、次の方法でも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立てて、町委員会の委員長（以下「町委員長」という。）に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（町委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ 選挙人が自ら、町委員長に投票用紙等を請求し、現に所在し若しくは居住する市町の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつその障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている者が、「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による

不在者投票を行う旨、町委員長あて申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所投票用紙に記載し、自ら郵便等で、町委員長に投票用紙等を送付する方法

(2) 不在者投票ができる期間等

ア 指定病院等における不在者投票を行うことができる期間

次表のとおりであり、不在者投票のできる時間は、この間の**毎日午前8時30分から午後5時まで**（土曜日と同じ。）です。

| 選挙の種類 | 開始日 | 終了日 | 期間 |
|------------|-----------------------|--------------------|-----|
| 高根沢町議会議員選挙 | 4月8日 (選挙期日の告示日の翌日) | 4月11日 (選挙期日の前日) | 4日間 |

イ 投票用紙等の請求

投票用紙等の請求は、不在者投票の開始日（**4月8日**）以前においても出来ますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。

ただし、町委員会が不在者投票用紙等を直接交付するのは不在者投票開始日（4月8日）以降、また、**郵便等をもって送付する場合には、告示日前日（4月6日）以降となります。**

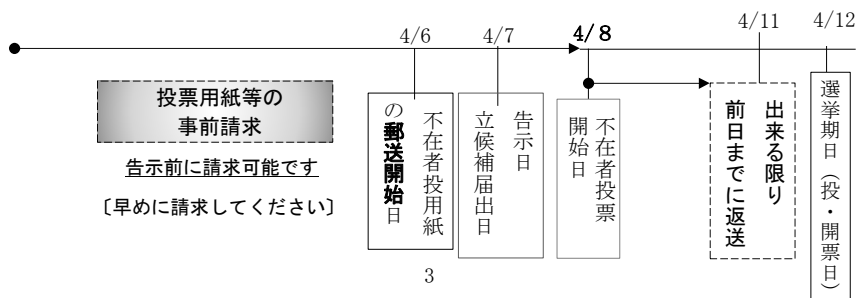
また、令和3年10月から普通扱いとする郵便物の土曜日・日曜日・休日配達休止（差出日の翌々日以降の到着）となっておりますことにご留意ください。

なお、不在者投票の開始日前に投票用紙等が郵便により送付された場合であっても、**不在者投票を行う日は4月8日以降に設定**（上記ア参照）しなければなりませんのでご注意ください。

ウ 投票の済んだ不在者投票

指定病院等の長から町委員長に送致又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって送付することになります。

なお、当該投票を選挙期日（**4月12日**）の投票所閉鎖時刻（午後6時）までに指定投票区の投票所に送致しなければなりませんので、**送付の際には選挙期日の前日（4月11日）までに町委員長に届くよう努めてください。**



(3) 投票用紙等

ア 投票用紙等の用紙の色及び刷り色は次表のとおりです

| | 投票用紙 | | 投票用封筒（内封筒） | | 投票用封筒（外封筒） | |
|---------|------|-----|------------|-----|------------|-----|
| | 用紙の色 | 刷り色 | 用紙の色 | 刷り色 | 用紙の色 | 刷り色 |
| 町 議 選 挙 | 白 | 赤 | クラフト | 黒 | 白 | 赤 |

イ 投票用封筒は内封筒と外封筒の二重制となっていますので注意してください。

第2 不在者投票管理者の職務等

1 不在者投票管理者とは

病院及び介護医療院にあつては院長が、介護老人保健施設・老人ホーム・身体障害者支援施設・保護施設・刑事施設・少年院及び少年鑑別所にあつては当該施設の長が、労務場及び監置場にあつてはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあつてはその留置業務管理者が不在者投票管理者となります。ただし、指定病院等（刑事施設、労務場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設長等が、候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行にあつては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっているので、特に注意してください。
例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。
- (2) 不在者投票は、投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。
- (3) 事務の管理、執行にあつては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。

- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように充分留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合や、外国人である場合、事故により欠けた場合等においての投票管理者となる者は次の通りです。

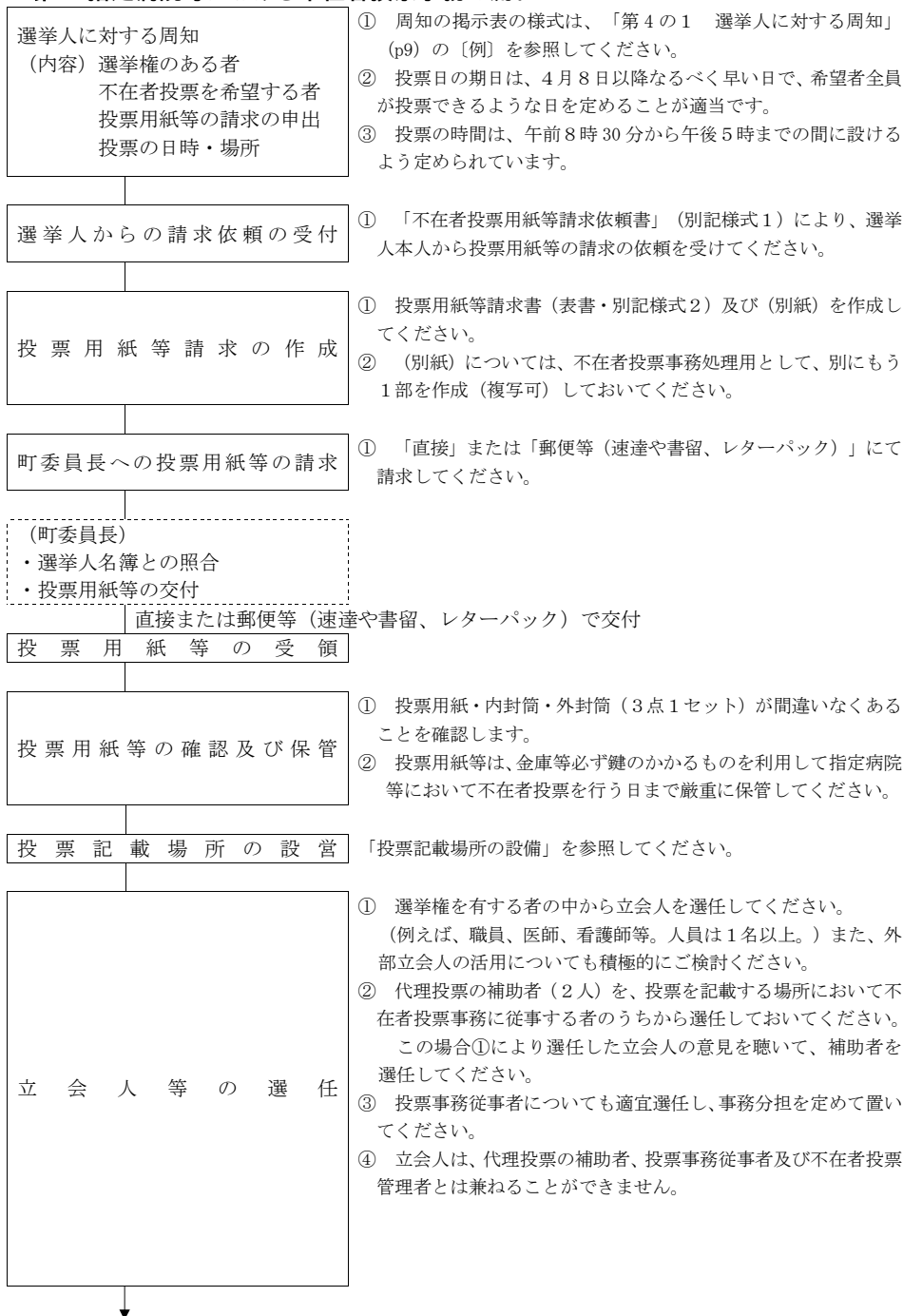
ア 病院、介護医療院・・・院長の職務を代理する者

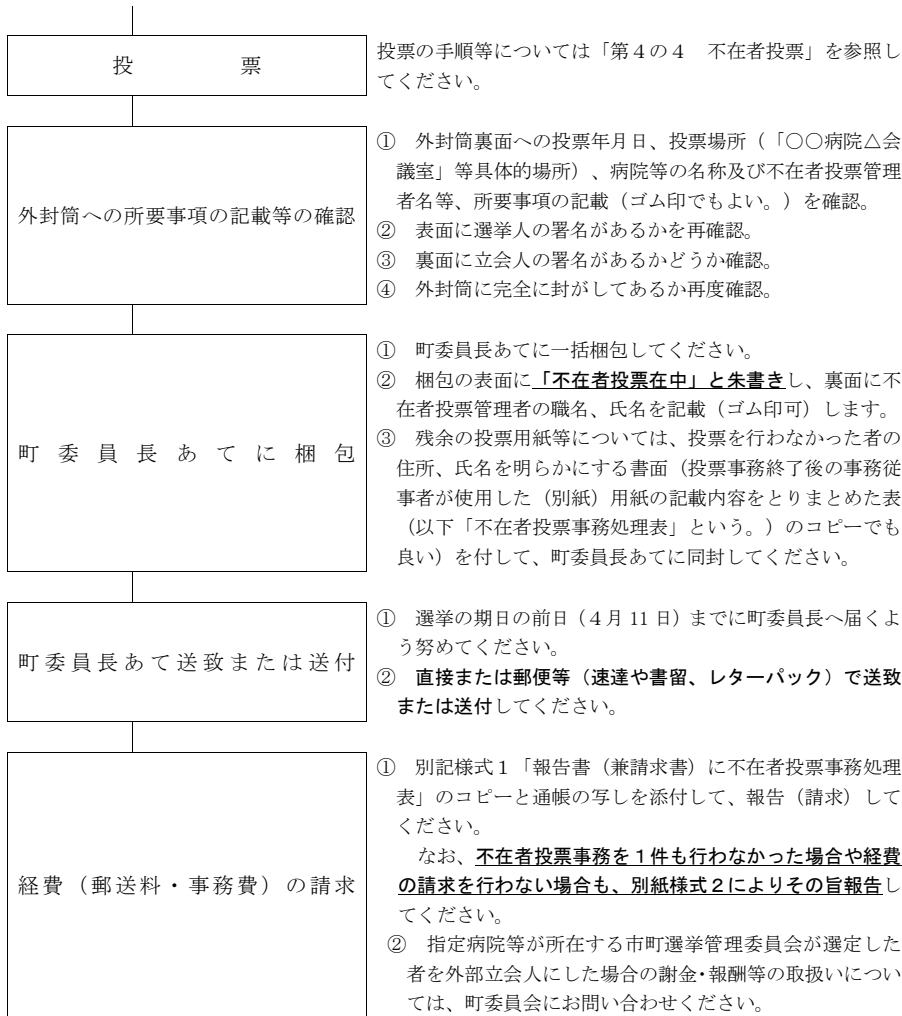
イ 介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所・・・施設の長の職務を代理する者

ウ 労役場、監置場・・・その施設の長の職務を代理する者

エ 留置施設・・・留置業務管理者の職務を代理する者

第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ





第4 指定病院等における不在者投票に関する事務

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票事務を行う場合についての具体的な手続きを主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

- (1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を行ってください。この際、次の〔例〕のような掲示表を作成いただき、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員等の勤務者、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので注意してください。

〔例〕

| | |
|------------------|---|
| お 知 ら せ | <p>当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっています。</p> <p>つきましては、来る4月12日に執行されます高根沢町議会議員選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。</p> <p>一 投票日時 令和8年4月〇日（〇） 午前9時～午後3時</p> <p>二 場 所 第一病棟第一会議室</p> <p>なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできませんが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。</p> <p>また、投票所内には候補者の氏名及び政党等の名称等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上、おいでくださるようお願いいたします。</p> |
|------------------|---|

※ 掲示表の原稿を巻末に添付しましたので、必要があれば拡大複写して所要事項を記入の上、利用してください。

- (2) 投票の期日は、**4月8日**以降なるべく早い日で希望者全員が投票できるような日を設定することが適当です。
- (3) 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

2 投票用紙等の請求

(1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙の当日、第1の2の(1)「指定病院等で不在者投票ができる者」に該当する者である選挙人は、指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼することができます。

選挙人本人から、投票用紙等の請求の依頼を受けたときは、不在者投票管理者である指定病院等の長宛「不在者投票用紙等請求依頼書」（別記様式1）に選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行います。

《点字投票該当者又は代理投票該当者について》

なお、点字投票該当者又は代理投票該当者については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を「不在者投票用紙等請求依頼書」（別記様式1）の余白に記載してください。

点字で投票しようとする場合には、その旨申し立てることになっていますので、不在者投票用紙等請求依頼書の2の「有」を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は、選挙の後も、投票用紙等請求書（別紙）の用紙による不在者投票事務処理表と併せて、当分の間保存してください。

| 不在者投票用紙等請求依頼書 | | | |
|---|-------|-------|---|
| 令和8年4月12日執行の高根沢町議会議員選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。 | | | |
| 令和8年 | 月 | 日 | |
| 住所 | 高根沢町 | 番地 | |
| 氏名 | 明治・大正 | 年 | 月 |
| | 昭和・平成 | 年 | 月 |
| | | 日生 | |
| | | (男・女) | |
| 不在者投票管理者 | 様 | | |
| | | 記 | |
| 1 選挙の種類（特に投票を希望しない選挙等があるときは、当該選挙名を抹消すること。） | | | |
| (1) 高根沢町議会議員選挙 | | | |
| 2 点字投票の申立ての有無（該当する番号を○で囲むこと。） | | | |
| (1) 有 | | | |
| (2) 無 | | | |

(2) 指定病院等の長が行う町委員長への投票用紙の交付請求

指定病院等の長は、(1)の請求をうけたときには町委員長に対し、投票用紙等請求書（別記様式2及び別紙）により、直接又は郵送等（速達や書留、レターパック）によって投票用紙等の交付を請求してください。

※ 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情等により実際に投票をしなかった選挙人の投票用紙等については、町委員長に返還することになります。返還が極力発生しないよう、選挙人から請求の申し出があった際に投票の意思を十分確認のうえ、町委員長へ請求するようにしてください。

【投票用紙等請求書の記載要領】

- ① 投票用紙等の請求書用紙は、下記ア及びイの2種類です。
〔ア「投票用紙等請求書」（別記様式2）
イ「別紙」（請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙）〕
- ② 請求書用紙は、記載例の要領で記載してください。
- ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、請求書の「別紙」の「点字」の欄に○の記号を記載して請求してください。
- ④ 「投票用紙等請求書」（別記様式2・表書）用紙1枚と「（別紙）」所要枚数をとじてください。
- ⑤ 「別紙」については、記載したものを不在者投票事務処理用として複写機により複写しておいてください。

注意：「別紙」は、不在者投票事務処理票を兼ねる様式になっています。町委員長に対し投票用紙を請求する際には、（別紙）の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

(3) 交付を受けた投票用紙等の取り扱い

交付を受けた投票用紙等は、厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載所において交付する取扱いとしてください。

〔 事前に投票用紙等を交付した場合、選挙人が投票記載所以外の場所で投票用紙に候補者の指名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。〕

なお、町委員長から送付された投票用紙等には、外封筒表面下部に選挙人の氏名を鉛筆で記載しており、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットとなっています。

3 投票記載場所の設置

- (1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければなりません。
 - ① 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。
 - ② 記載台には、それぞれ鉛筆（3本程度）を用意してください。
 - ③ 記載台の前面及び側面が、外から見透かせるガラス窓等である場合には、カーテン等で投票の秘密が守られるようにしてください。
 - ④ **立会人は常に1名以上着席していなければなりません。また、立会人は投票事務の補助は行ってはなりませんし、代理投票者の補助者となることもできません。**

(2) 指定病院等における不在者投票の場合は、**投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができない**こととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対に候補者の氏名等を記載した「はり紙等」を掲示しないでください。また、**候補者の氏名等が記載された文書（選挙公報、立候補名簿及び新聞等、候補者の氏名等を確認できるもの等）が掲示してあるときには、あらかじめ撤去**しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がいる場合には、**投票を行う部屋の外で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。**

4 不在者投票

(1) 投票立会人の選任

不在者投票を行わせるときは、必ず投票立会人（少なくとも1人。投票立会人は、日本国民で年齢満18歳以上の者であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。）を立ち合わせなければなりません。

注意：投票管理者、事務従事者及び代理投票の補助者は立会人と兼ねることができません。

なお、立会人は施設関係者以外の方（例：地域の方、民生委員等）を選定するよう努めてください。

(2) 投票の進め方

① 投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人か確認して、外封筒下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

○ 交付の際には、投票用紙には候補者1人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に投票用紙を交付したときは、投票用紙等請求書（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る選挙の「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください。

② 投票用紙等への記載等（記載台）

ア 投票用紙には候補者1人の氏名を記載します。

イ 内封筒に投票用紙を入れ、封をします。

※ 投票用紙は折らずに内封筒に入れることができます。

ウ 外封筒に内封筒を入れ、封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に署名（代理投票の場合を除き、必ず自署する）

（点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で候補者の氏名を記載します。）

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 投票従事者（B）が、選挙人の署名及び封の確認をして受領します。

イ 「選挙人の署名が漏れていた場合」や「外封筒の封がなされていなかった場合」は、記載台に戻って補正させることとしてください。

ウ 投票用紙を交付したが投票と行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でも良い）

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」の欄に投票に立ち会った者が必ず署名（必ず自署する）させてください。

注意：署名をゴム印等で押すことは違法であるので必ず自書させてください。

なお、この署名は、投票がすんだあと、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

(3) 投票における留意事項

① 特に重病人で歩行困難な者について

不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合は特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申し立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し、表面に「点字投票」である旨の表示がなされています。

《点字投票の場合の流れ》

ア 選挙人に外封筒の表面の「投票者」欄に点字により署名させる。

イ 投票用紙に点字で候補者の氏名を記載させる。

ウ 投票用紙を内封筒に入れて封をさせ、先に点字で署名しておいた外封筒に入れて封をさせる。

オ 事務重視者に提出させる。

③ 代理投票

心身の故障その他の事由のため、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことが出来ます。

《具体的な手続き》

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の事由があると認めて代理投票を行わせること（以下「代理投票の許容」という。）の可否について決定します。

- 許容することと決定した場合は、以下ウ～カまでの手順によります
- 許容しないことを決定した場合は、下記④仮投票の手順によります

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という）**2人**に、当該選挙人が代理投票を行う旨を伝えます。

- この選任は投票の都度でも、あらかじめでも差し支えありませんが、円滑な事務のために事前に選任するほうが適当です。補助者に対しては、代理投票の手続きについて説明を行っておいてください。

エ 投票用紙の交付

- (ア) 事務従事者（A）は、補助者に対し、投票用紙を交付します。
- (イ) 事務従事者（A）は、投票用紙を交付したときは、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「投票用紙交付欄」に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に**補助者2名の氏名を必ず記載**してください。

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

- (ア) 補助者2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する1人の候補者の氏名を補助者①が投票用紙に記載し、他の補助者②がそれを確認します。
- 選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の遺志が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示したり、候補者の氏名を告げたりして、**その中から特定の候補者を指示させるようなことをしてはなりません。**
- (イ) 投票用紙に記載した方の補助者①は、投票用紙を内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者（B）は、これを確認のうえ、受領します。

カ 以下、前記「4（2）投票の進め方」の手順④（不在者投票管理者に関する記載等）以下に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いて代理投票の可否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、町委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることになります。

- ア 不在者投票管理者は代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合
- イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（「代理記載人」という。）に外封筒の表面左下「（代理投票の仮投票の場合の代理記載人）」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることになります。

(4) 投票の事務処理

投票用紙の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう一部作成した投票用紙等請求書（別紙）用紙を利用して次の要領で投票の事務を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

① 投票用紙の交付事務

ア 《投票用紙を交付した場合》

「用紙等交付」欄の記載については、「レ」の記号を記載します。

（4（2）の①「投票用紙等の交付」参照）。

イ 《投票用紙等を交付しなかった場合》

「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「レ」記号を×印で抹消し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。

② 代理投票を行った場合

補助者2名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。

③ 代理投票の仮投票を行った場合（きわめて稀なケースです）

②と同様補助者2名の氏名を記載するほか、投票用紙等の記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

④ 投票事務終了後

使用した（別紙）用紙の記載内容を取りまとめた不在者投票事務処理表を記載例のように作成し、保存してください。

※ この不在者投票事務処理表のコピーのすべてを、不在者投票事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくこととなります。

5 不在者投票の送付

不在者投票を行わせ、選挙人から投票を受け取りましたら、速やかに以下の手順により町委員長宛てに送致してください。

- ① 投票用封筒（外封筒）の裏面に投票した年月日及び投票の場所を記載（ゴム印可）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印可）するとともに、立会人に署名（必ず自署）させる。
※ 記載漏れがないか等再度点検すること。
- ② 適当な封筒に入れて封をする。
- ③ ②の表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書）し、裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印可）する。
- ④ 不在者投票事務票（別紙）の事務処理欄に記入したものの写しを同封。
- ⑤ 直ちに町委員長に送致又は郵便等（速達や書留、レターパック）で送付する。

送付の際には選挙期日の前日（4月11日（土））までに町委員長に届くよう努めてください。

6 汚損破損及び残余の投票用紙等の処理

(1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損または破損した場合

町委員長に申出て、当該汚損または破損した投票用紙等と引き換えに新しい投票用紙等の交付を申し出てください。

(2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、不在者投票を行わなかった場合

選挙人の事情または退院等により、不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（不在者投票事務処理表のコピー可）を添付して、町委員長に返還してください。

(3) 投票用紙等の請求を申し出た者が、他指定病院等に移った場合

投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、他指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は必ず町委員長に返還してください。

〔注意〕 投票用紙等を新たに移った指定病院等へは回付しないこと。

第5 その他

1 立候補者名簿を希望する場合

立候補者名簿が必要な場合は、「投票用紙等請求書（別記様式2）」右下に○印をつけてください。告示日（4月7日）午後6時30分以降にFaxさせていただきます。

2 選挙公報

選挙公報については、4月9日以降に高根沢町内の朝刊に折込みするほか、町役場、図書館（中央館、仁井田分館、上高根沢分館）等、町内公共施設に配置する予定です。また、町選挙管理委員会のホームページ掲載も予定しています。

指定病院等における不在者投票については、投票記載場所内での候補者の氏名等の掲示の制度がないので、**選挙公報は、投票記載場所内には絶対に持ち込まない**ようにしてください。

3 経費の請求

(1) 不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は下記の書類を添えて、高根沢町長宛てに報告（請求）してください。

- ① 提出物 報告書（県請求書）（別記様式3）
 全ての不在者投票事務処理票（別紙）の写し
 通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が印字されているページのみ）

② 経費の額：1,236円/人

上記の経費は、不在者投票をした選挙人1人に対して交付いたします。

なお、投票用紙等を請求しても、投票しなかったものについては、経費は交付されませんので、**報告書には実際に不在者投票をした人数を報告ください。**

③ 提出期限：4月20日(月)まで

④ 提出先：〒329-1292 塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町選挙管理委員会

(2) 不在者投票が1件も行われなかった場合、または経費の請求を行わない場合、以下の方法によりご報告ください。

- ・ 別記様式2に所要事項を記入の上、FAX（028-675-8114）のうえ、町委員会あて電話（028-675-8115）。

※ 投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんので、ご注意ください。

(3) 市町選挙管理委員会が選定した外部立会人の立会いに要する経費（外部立会人への謝金・旅費等の支払い）について

次の場合は高根沢町長あてに請求することができます。

- ・ 町委員会が選定した外部立会人を不在者投票管理者が選任し、当該外部立会人に謝金及び旅費を支払った場合。

（この場合、高根沢町長あてに請求できる金額には算定基準があるほか、領収書等の徴収や所得税の源泉徴収が必要になります）

コメント 1 N.
なるべく月内に振込み事務完了。
資料内容の不備による再提出、これにかかる日数を見込んで締め切り日を設定。

町委員会が選定した者の立会いを希望する場合は、お早めに（おそくとも告示日前の4月1日（水）まで）町委員会までご相談ください。（投票の日程等によってはご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。）なお、指定病院等が独自に選定した立会人に係る費用は請求できませんので、ご注意ください。